

不服申立て事案答申第 230 号

不服申立て事案諮詢第 258 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 3 月 14 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同月 28 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 3 月 14 日に来庁し、処分庁宛ての自己情報開示請求書を個人情報総合窓口にて提出したため、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）の職員が記載事項の確認をしたところ、開示請求をする保有個人情報の内容欄に記載された内容からは、具体的な保有個人情報を特定することができなかった。

そのため、対応した住民サービス課の職員は審査請求人から開示を求める内容を聴取し、審査請求人の確認を得た上で、令和 4 年 8 月 4 日以降、私が刑事総務課、住民サービス課又は総務課公安委員会室の職員と、対面又は電話で相談したことで作成された書類（警察安全相談等・苦情取扱票（経過票を含む。））と修正し、受理した。

(イ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の探索

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報は、審査請求人が愛知県警察本部総務部総務課公安委員会室（以下「公安委員会室」という。）の職員と対面又は電話で相談したことで作成された書類であるが、公安委員会室はあくまでも公安委員会の庶務的業務として、公安委員会宛の警察官の職務執行に対する苦情の申出又は警察に対する要望意見の申出（以下「申出」という。）があった際、それら申出の主訴等を確認した上、その申出内容を公安委員会に報告する業務を行っている。したがって、公安委員会室においては、申出者から公安委員会宛の申出があった場合においては、警察安全相談等・苦情取扱票は作成せず、それとは別の書式において申出内容に関する文書を作成した上、公安委員会に報告している。ただし、申出者の申出が文書の提出によるものではなく、申出者の主訴等が判然としないときは、公安委員会に対する申出内容が不明のため、公安委員会に報告はしていない。

審査請求人の開示請求内容から公安委員会室において作成した警察安全相談等・苦情取扱票となるが公安委員会室においては、本件開示請求の対象となる7か月余りの期間の警察安全相談等・苦情取扱票を探索したが、対象文書は作成されておらず、文書不存在であった。

さらに、公安委員会室が作成又は取得する可能性のある公安委員会宛苦情又は警察に対する要望意見の取扱いについても探索したが、本件保有個人情報は存在しなかった。

（ウ）本件処分

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、条例第21条第2項の規定に基づき、令和5年3月28日付で、本件処分をし、審査請求人に通知した。

イ 警察安全相談等・苦情取扱票の作成について

警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成24年愛知県警察本部訓令第4号）に、「警察安全相談」とは、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談と規定され、さらに「警察安全相談等」とは、警察安全相談並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するものと規定されている。

また、警察安全相談等・苦情取扱票の作成については、警察安全相談及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成24年務住発甲第27号）に職員は、警察安全相談等を受理したときは、システムにより登録し、印字することにより警察安全相談等・苦情取扱票を作成するものとすると規定されている。

しかし、他の定めに基づいて取扱票と同程度の相談に関する記録を作成したときは、その作成を要しない、地理、運転免許証の更新手続等単

純な事実の教示等、警察安全相談等に該当しない場合は取扱票の作成を要しないと警察安全相談等・苦情取扱票の作成を要しない場合も規定されており、警察職員が、電話又は面談において対応した場合でも、その内容によっては、必ずしも警察安全相談等・苦情取扱票が作成されるものではないことが想定されている。

また、公安委員会室において、公安委員会宛の申出以外の申出等があった際は、住民サービス課又は主管課に対応を依頼するか、申出内容を聴取し必要であれば警察安全相談等・苦情取扱票を作成する場合もあるが、上記理由で必ずしも作成されるものではない。

ウ 本件処分の理由

本件開示請求の対象となる保有個人情報については、上述したとおり、作成されていないため、存在しないものである。

条例第21条第2項において、「開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」と規定されている。

よって、不開示とした本件処分は、条例の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件保有個人情報が、本当に無いのか、また、作成しないことは違法ではないか審査を求める旨主張している。

しかしながら、本件保有個人情報は、上記(1)イのとおり、審査請求人の示す7か月余りの間には作成されておらず、不存在である。

また、作成されないことについて、必ずしも作成が予定されているものではないことが規定上明らかであり、何ら違法性はなく、適正な取扱いである。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、令和4年8月4日以降に審査請求人が総務課公安委員会室の職員に対面又は電話で相談したことで作成された書類である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、公安委員会に対して警察官の職務執行に対する苦情の申出又は警察に対する要望意見の申出があった場合は、申出内容に関する

文書を作成することもあるが、申出者の申出が文書の提出によるものではなく、申出者の主訴等が判然としないときは、公安委員会に対する申出内容が不明のため、必ずしも文書を作成していないことである。また、公安委員会に対して相談等があった場合は、住民サービス課又は主管課に対応を依頼するか、必要であれば警察安全相談等・苦情取扱票を作成するが、相談等の内容により、警察安全相談等・苦情取扱票を作成しない場合もあるとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、公安委員会室において令和4年8月4日から開示請求日までの7か月余りの期間における申出内容に関する文書及び警察安全相談等・苦情取扱票を探査したが、本件請求対象保有個人情報は存在しなかったとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和4年8月4日以降、私が総務課公安委員会室の職員と、対面又は電話で相談したことで作成された書類(警察安全相談等・苦情取扱票(経過票を含む。))

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 7. 20	諮詢（弁明書の写しを添付）
6. 5. 20 (第 237 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 6. 5 (第 238 回審議会)	審議
6. 7. 29	答申